



# 茨城県報

第 3004 号

平成30年6月14日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
●茨城県旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	1
告 示	
●土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（廃棄物対策課）	2
●土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（廃棄物対策課）	2
●救急告示病院の認定（医療政策課）	5
●民生委員協議会を組織する区域の一部改正（福祉指導課）	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（3件）（障害福祉課）	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（障害福祉課）	6
●県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農村計画課）	6
（選挙管理委員会）	
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	7
公 告	
●落札者等の公示（消防安全課）	9
●平成30年度茨城県クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	9
●開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）	11
●軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）	12
●入札公告（2件）（会計管理課）	12
（警 察 本 部）	
●落札者等の公示	21
●入札公告	21

## 規 則

### 茨城県規則第77号

茨城県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月14日

茨城県知事 大井川 和彦

## 茨城県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

茨城県旅館業法施行細則（昭和36年茨城県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「旅館業経営許可申請書」を「旅館業許可申請書」に、「経営の許可」を「許可」に改め、「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を削る。

様式第3号中「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）」に改める。

様式第4号中「旅館業経営許可申請書等記載事項変更届」を「旅館業許可申請書等記載事項変更届」に、  
「旅館業経営許可申請書」を「旅館業許可申請書」に改める。  
旅館業営業者地位承継承認申請書」 旅館業営業者地位承継承認申請書」

## 付 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

---

---

**告 示**

---

---

## 茨城県告示第773号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成29年12月21日付け茨城県告示第1520号により指定した要措置区域の全部を解除する。

平成30年6月14日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 指定を解除する区域

茨城県小美玉市高崎字富士峰1824番399の一部

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

## 3 講じられた汚染の除去等の措置

基準の不適合土壌の掘削による除去

## 茨城県告示第774号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成24年3月29日付け茨城県告示第346号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

平成30年6月14日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 指定を解除する区域

取手市白山7丁目甲65番1の一部（別図のとおり）

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条の基準に適合していなかった特定有害物質の名称